

令和8年2月定例会

予算決算委員会資料
(福祉保健部)

障がい福祉等システム標準化事業について

1 事業内容

現行の障がい福祉等システムを、国が示す標準仕様に基づくシステムへ移行することにより、事務手続を標準化して業務を効率化するとともに、当該システムを国が設置するガバメントクラウドに構築することにより、最新セキュリティの維持および災害時の業務継続性向上を図るものである。

2 標準システムの運用期間（予定）

令和9年3月23日～令和14年3月31日

3 機能概要

- (1) 身体障害者・療育手帳事務（申請管理、台帳管理、帳票出力等）
- (2) 手当事務（台帳管理、進達管理、支払管理、帳票出力等）
- (3) 自立支援医療事務（受給者台帳管理、公費負担医療管理、帳票出力等）
- (4) 障害福祉サービス事務（受給者台帳管理、審査機能、支給実績管理等）

4 予算額

145,513千円

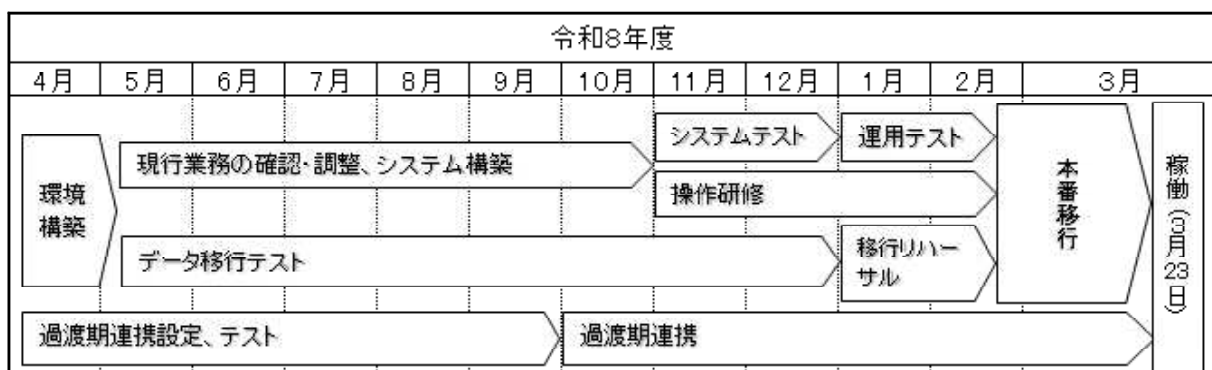
(内訳)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 標準化移行経費 | 142,105千円 |
| (2) 標準システム運用経費 | 3,408千円 |

5 財源

デジタル基盤改革支援補助金	134,184千円
一般財源	11,329千円

6 スケジュール（予定）



高齢者コインバス事業における利用者負担額の増額について

1 事業内容

満65歳以上の高齢者が、市内の路線バスおよびマイタウン・バスを利用する際に、秋田中央交通（株）が発行するシニアアキカを使用して、1乗車につき100円で利用できる高齢者コインバス事業において、利用者負担額を増額するものである。

2 利用者負担額について

(1) 増額理由

平成23年10月に事業を開始して以降、当時のバス事業者の調査結果による1乗車あたりの平均運賃であった約200円をもとに、市と利用者で半額ずつ負担することとして、利用者負担額を100円としてきた。

その後、令和4年10月からのシニアアキカ導入により利用実績の集計が可能となったことから、運賃と利用者負担額の差額となる市負担金についても実績に応じた負担に見直したところ、シニアアキカ導入以降の利用者の1乗車あたりの平均運賃が約300円となっていたものの、利用者負担額については据え置いたままとし、市が差額について負担していた。

そのような中、秋田中央交通(株)が令和7年10月に運賃改定したことにより、1乗車あたりの平均運賃が約360円となり、市の財政状況が厳しい中、市の負担がさらに増加する見込みとなることから増額するものである。

(2) 増額する金額

1乗車につき50円増額し、100円から150円とする。

※事業開始当時の利用者負担の考え方に立ち返り、市と利用者で半額ずつ負担するとした場合、利用者負担額が約180円となるが、利用者への影響を考慮するとともに、本市の受益と負担の適正化の方針を踏まえ、現行負担額の1.5倍に留めることとした。

(3) 増額時期

令和8年6月利用分からとする。

※令和7年11月市議会厚生委員会において、令和8年4月利用分からと報告していたものの、市民への周知期間を十分に確保するため、令和8年6月利用分からとするものである。

3 スケジュール（予定）

年 月	内 容
令和7年12月	11月市議会厚生委員会で利用者負担額の増額について説明
令和8年3月	2月市議会厚生委員会で利用者負担額の増額時期見直しについて説明
4月～	市民への周知（市の広報媒体を活用） ※広報あきた、ホームページ、事業者にポスター等での周知依頼予定
6月～	利用者負担額を150円に増額

4 予算額

263,522千円

（内訳）

(1) 市負担金 260,551千円

(2) シニアアキカ発行関連経費 2,971千円

5 財源

一般財源 260,551千円

公共交通活性化基金繰入金 2,971千円

介護保険事務処理システム等更新・運用経費について

1 事業内容

現在、介護保険・高齢福祉事務処理システムは介護保険事務処理システム、高齢者福祉システムおよび地域包括支援システムの3つから構成されている。

介護保険事務処理システムについては、国が示す標準仕様に対応したシステムへ移行することとしているが、高齢者福祉システムおよび地域包括支援システムは、標準化対象外であり、現行システムの運用保守業務委託契約が令和9年3月31日で満了となることに加えて、ハードウェア等の老朽化により保守が受けられない状態となることから、別途、新システムへ移行するものである。

2 標準システム等の運用期間

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 介護保険事務処理システム | 令和9年3月23日～令和13年12月31日 |
| (2) 高齢者福祉システム | 令和9年4月1日～令和11年7月31日 |
| (3) 地域包括支援システム | 令和9年4月1日～令和13年7月31日 |

3 機能概要

- | | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 介護保険事務処理システム | |
| ・ 介護保険事務（資格管理、保険料管理、給付管理、総合事業管理等） | |
| ・ 介護認定審査会事務（訪問調査管理、電子審査会等） | |
| (2) 高齢者福祉システム | |
| ・ 高齢福祉サービス事務 | |
| （養護入所管理、高齢者情報およびサービス利用管理等） | |
| (3) 地域包括支援システム | |
| ・ 地域包括事務（利用者情報管理、介護予防計画情報等） | |

4 予算額

331,395千円

(内訳)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 介護保険事務処理システム（標準化対応分） | 222,076千円 |
| (2) 介護保険事務処理システム（現行システム分） | 67,654千円 |
| (3) 高齢者福祉システム | 11,452千円 |
| (4) 地域包括支援システム | 30,213千円 |

※債務負担行為設定 令和8年度～令和13年度 299,640千円
(高齢者福祉システム分・地域包括支援システム分)

5 財源

デジタル基盤改革支援補助金	194,781千円
※介護保険事務処理システム（標準化対応分）のみ補助対象	
一般会計繰入金	136,614千円

6 スケジュール（予定）

(1) 介護保険事務処理システム

	7年度		8年度											9年度	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
現行システム延長	→														
契約締結		☆													
業務設計・製造・環境構築			→												
データ移行テスト							→								
システム、運用テスト										→					
運用、データ移行リハーサル											→				
標準システム運用														→	

(2) 高齢者福祉システム

	8年度												9年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
業者選定（随意契約）	→												
契約締結		☆											
システム構築			→										
システム機器等導入					→								
データ移行、システムテスト						→							
運用テスト										→			
システム運用													→

(3) 地域包括支援システム

	8年度												9年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
公募型プロポーザル	→												
審査委員会		→											
契約締結			☆										
システム構築			→										
システム機器等導入					→								
データ移行、システムテスト						→							
運用テスト										→			
システム運用													→

介護保険事務処理システム等改修経費について

1 事業内容

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、7年度市民税課税であった方が、8年度は非課税になる場合がある。

介護保険料の算定には、合計所得金額および市民税の課税・非課税の別を用いているため、今回の税制改正によって保険料段階が下がる方が一定数おり、8年度の保険料収入に影響を受けることになる。

このため、国では介護保険法施行令を改正し、8年度保険料については、全国一律に税制改正の影響を受けないための措置を講じることになったことから、当該措置に対応するためのシステム改修を行うものである。

2 スケジュール（予定）

令和8年4月上旬 契約締結（富士通 J a p a n 株式会社）

令和8年4月～7月 改修作業

令和8年7月 納入通知書発送

3 予算額

9,911千円

4 財源

全額一般会計繰入金

認知症チームオレンジ推進事業について

1 事業内容

認知症の本人とその家族の様々なニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ取組みを圏域ごとに行う「秋田市版チームオレンジ」を整備するものである。

※「チームオレンジ」とは

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み

(1) 活動グループ（チームオレンジ）の支援

市内5圏域（中央、東、西、南、北）ごとに、認知症サポーター等により結成されたボランティア活動グループをチームオレンジとして市が認定する。

(2) オレンジコーディネーターの配置

チームを支援するコーディネーターの設置が義務付けられていることから、地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を各圏域のオレンジコーディネーターとし、これらのコーディネーターを統括するコーディネーターを長寿福祉課に配置する。

(3) チームオレンジ検討会の開催

チームオレンジの仕組みづくりや立ち上げ、運営等について関係者が話し合う「チームオレンジ検討会」を圏域ごとに開催する。検討会には認知症本人、その家族のほか、地域包括支援センター、かかりつけ医、金融機関、スーパー等にも参加してもらい、情報共有や課題解決に向けた話し合いを行うものとする。

(4) チームオレンジ整備に係る研修会の開催

オレンジコーディネーター、チームメンバーを対象とした、チームオレンジの活動について学ぶことを目的とした研修を開催する。

2 期待される効果

認知症の人とその家族のニーズは様々であり、個々の実情に応じた柔軟な支援を圏域ごとの身近な単位で行うことで、見守り・支え合いが生まれ、認知症になっても安心して、生きがいを持って地域で生活することができる。

3 予算額

171千円

4 財源

介護保険料	39千円
地域支援事業交付金【国】	65千円
地域支援事業交付金【県】	32千円
一般会計繰入金	35千円